

## 社会福祉法人の新会計基準移行 help !!

### 第6回 国庫補助金等特別積立金その3 移行時すでに償還補助金を受けていた場合

その2では新会計基準移行後にはじめて設備資金借入金元本償還補助金を受領した場合の会計処理をご説明いたしました。

旧会計基準	H25.4.1 移行 ↓	H25.9.30 ↓	新会計基準
			1回目償還補助金受領 国庫補助金等特別積立金計上

今回は旧会計基準を採用している年度に既に償還補助金を受領しておりその後新会計基準に移行した場合の会計処理です。

旧会計基準	H24.4.1 ↓	H25.4.1 移行 ↓	新会計基準
			償還補助金受領 国庫補助金等特別積立金計上なし

旧会基では元本償還補助金につきましては国庫補助金等特別積立金を計上しなくて良いことになっています。しかし新会計基準ではこれを計上します。

このため移行時期首にあるべき国庫補助金等特別積立金の額を移行仕訳で計上します。

移行仕訳 4/1 会計基準移行に伴う過年度修正額〇〇/国庫補助金等特別積立金〇〇

旧会計基準	H24.4.1 ↓	移行 (移行仕訳で国庫補助金等特別積立金計上) ↓	新会計基準
			償還補助金受領 国庫補助金等特別積立金計上なし

例

取得資産

取得価額 1,000,000 円

耐用年数 5 年

償却率 0.20

年間減価償却費  $1,000,000 \text{ 円} \times 0.20 = 200,000 \text{ 円}$

借入金

500,000 円

返済期間 5 年 年返済額 100,000 円

## 設備資金借入金元金償還補助金

総額 300,000 円

100,000 円×3 回

補助割合  $300,000 \text{ 円} \div 1,000,000 \text{ 円} = 30\%$

年間取崩額  $200,000 \text{ 円} \times 30\% = 60,000 \text{ 円}$

### H24.4.1 元本償還補助金受領時

現金預金 300,000 円/設備資金借入金元本償還補助金収入 300,000 円

この時点では旧基準ですので国庫補助金等特別積立金計上はありません

### H25.3.31 決算時

減価償却費 200,000 円/器具及び備品 200,000 円

## 1. 原則的方法

### H25.4.1 新基準移行時

会計基準移行に伴う過年度修正額 40,000 円/国庫補助金等特別積立金 40,000 円

新基準では前年度に 1 回目の補助金を受領し積立て、決算で 1 度取り崩している会計処理がなされます。

国庫補助金等特別積立金積立額 100,000 円/国庫補助金等特別積立金 100,000 円

国庫補助金等特別積立金 60,000 円/国庫補助金等特別積立金取崩額 60,000 円

という仕訳がはいっているはずですので

国庫補助金等特別積立金の残高

積立額 100,000 円-取崩額 60,000 円=40,000 円を移行仕訳で計上することになります。

## 2. 移行時の特例

新基準移行時の特例として 3 つの方法もとることができます。

特例を取る場合には移行時に会計処理はありません。

- ① 償還補助金の対象となる固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により取崩し金額に重要性が乏しい場合には国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができる。
- ② 原則的な方法に代えて移行前の補助金に関して国庫補助金等特別積立金の調整処理を行わず、移行後に受領する償還補助金だけで積立・取崩しの処理を行う。
- ③ 移行後に受領が予定されている償還補助金の額に重要性が乏しい場合には受領時に全額を国庫補助金等特別積立金に計上後、全額を取崩額として計上することができます。

特例をとる場合にも土地取得にかかる償還補助金がある場合には移行前に受領した補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上しなければなりません。



詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail [h-murata@yamadasougou.co.jp](mailto:h-murata@yamadasougou.co.jp)

電話 03-3694-6091